

事 務 連 絡
令和 7 年（2025年） 3 月12日

介護サービス事業者
第 1 号事業者 各位

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の届出に係る処遇改善計画書の提出に
ついて（通知）

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者
及び第 1 号事業者は、市長へ届出を行う必要があります。

つきましては、届出の受付を下記のとおり行いますので、加算の算定を希望する事業
者におかれましては、必要な手続きをお願いいたします。

※令和 6 年度に介護職員等処遇改善加算を算定している事業者が、令和 7 年度にも引
き続き介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合も、この手続きが必要です。

記

1 提出期限

（1）令和 7 年 4 月・5 月から新たに加算を算定する場合及び令和 6 年度から継続して
算定する場合

来庁 令和 7 年 4 月15日（火）17時（必着）

郵送 令和 7 年 4 月15日（火）（当日消印有効）

※消印等で発信日がわかるようご発送ください。

（2）令和 7 年 6 月以降から当該加算の算定を希望する場合

加算を算定しようとする月の前々月の末日（必着又は当日消印有効）

2 提出書類

横須賀市ホームページ掲載の「様式及び提出書類について」をご確認ください。

《掲載場所》

→ 総合案内

→ くらし・手続き

→ 便利な手続き（DX・オンラインサービス）

→ 申請書ダウンロード

→ 「民生局福祉こども部指導監査課」の書式

→ 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係

→ 3. 加算届

→ 0. 介護職員等処遇改善加算

→ 令和7年度

→ 令和7年度介護職員等処遇改善加算

→ 令和7年度（届出）

※ 様式が変更されています。必ず令和7年度の様式を使用してください。

3 提出先及び提出部数

（1）提出先 〒238-8550 横須賀市小川町11

横須賀市役所分館1階 指導監査課 あて

（2）提出部数 1部

※ 他自治体所在の地域密着型サービス事業所及び第1号事業所において、横須賀市の指定を受けている場合は、横須賀市への介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出が必要です。

4 算定対象期間

令和7年4月（※）サービス提供分から令和8年3月サービス提供分まで

※ 令和7年5月以降から加算を算定する場合は、開始月のサービス提供分から令和8年3月のサービス提供分までになります。

5 その他

- 令和7年4月・5月から新たに加算を算定（区分変更を含む）する場合は、事業所ごとに、加算届出書及び体制等状況一覧表を処遇改善計画書と合わせて提出してください。
- 厚生労働省のホームページに、計画書の記入方法の説明動画が公開されていますので、併せてご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

- ・ 厚生労働省では、処遇改善加算に関する相談窓口を設置しています。処遇改善計画書の作成についてなどの、ご不明な点につきましては、以下の相談窓口をご利用ください。

【厚生労働省相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9時00分～18時00分（土日含む）

- ・ 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）の計画書と共通様式になっていますが、補助金の計画書の提出先は神奈川県です。当該補助金の申請については、神奈川県にお問い合わせください。

事務担当：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 TEL 046（822）8162

居宅介護サービス担当 TEL 046（822）8393